

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

○ 防衛省の職員給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第一条関係）	1
○ 防衛省の職員給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第二条関係）	3

改正案	現行
<p>第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは、「<u>百分の百六十五</u>」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p>	<p>第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「<u>百分の百三十</u>」とあるのは、「<u>百分の百七十</u>」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p>
<p>（学生の給与） 第二十五条（略）</p>	<p>（学生の給与） 第二十五条（略）</p>
<p>2（略）</p> <p>3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十五</u>」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。</p>	<p>2（略）</p> <p>3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「<u>百分の百三十</u>」とあるのは「<u>百分の百七十</u>」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。</p>
<p>4（略） （生徒の給与）</p>	<p>4（略） （生徒の給与）</p>

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 (略)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 (略)

改正案	現行
<p>第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「<u>百分の百二十七・五</u>」とあるのは、「<u>百分の百六十七・五</u>」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p>	<p>第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは、「<u>百分の百六十五</u>」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p>
<p>（学生の給与） 第二十五条（略）</p>	<p>（学生の給与） 第二十五条（略）</p>
<p>2（略）</p> <p>3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「<u>百分の百二十七・五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十七・五</u>」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額合計額」とあるのは「<u>学生が受けるべき学生手当の月額</u>」とする。</p>	<p>2（略）</p> <p>3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十五</u>」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額合計額」とあるのは「<u>学生が受けるべき学生手当の月額</u>」とする。</p>
<p>4（略） （生徒の給与）</p>	<p>4（略） （生徒の給与）</p>

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 (略)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 (略)